

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）8月29日付け令5〇〇第292号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）8月16日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、「私が〇〇年以降の〇〇課に渡した書類の処理状況がわかるもの」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報の不存在を理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年（2023年）9月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 主張書面の提出について

実施機関は、審査請求人の求める文書について「（書類について、）関係職員

が印鑑を押すなど、その処理状況がわかるものの開示を希望するとのことであったが、請求人から受領した上、当課で公文書として保管している文書の中に、そのような処理を行った文書は存在しない」と説明している。

審査会ではこの点について、実施機関による文書の保存期間が適正であったか、また、実施機関の職員が受領する書類については何らかの対応をすることが通常であることから、実施機関が今回の対応について処理を行わなかった理由について、以下の通り確認した。

【質問 1】

本件開示請求の対象とされた文書について、実施機関における山口県公文書取扱規程上の保存期間の設定状況

【質問 2】

実施機関によると、本件では関係職員の押印などの処理がなされていない旨述べられているが、その処理が妥当である理由

上記 2 点について、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という）第 8 条第 4 項に基づき審査会から実施機関に対し、主張書面等の提出を求めたところ、以下の回答がなされた。

【質問 1 に係る回答】

保存期間 1 年に属する文書（その他保存期間が永年、十年、五年又は三年に属しない文書）

【質問 2 に係る回答】

県民からいただいた行政に係る意見等については、内容を確認後、必要に応じて課内で供覧等を行っているところ。

一方、本審査請求人が当課に送付してくるメール等の内容は、〇〇〇〇しているにも関わらず、引き続き県に対して謝罪や賠償を求めるものである。

これらの要求は、不当要求に当たる可能性もあることから、同審査請求人からの電話や文書に対しては「不当要求行為マニュアル」も参考に、担当が毅然と対応することを過去に課内で決定した上、対応してきており、個別の文書について、課内で供覧等を行っていない。

このたび請求のあった、〇〇年以降に審査請求人から受領した文書は、上記で示した公文書取扱規程において、保存年限は 1 年間とされており、保存中の〇〇年以降の文書についても、謝罪や損害賠償を求めるものが大半であったこと、また、それ以外の内容のものについても、いずれも供覧等する必要性がないと判断したことから供覧等を行っていない。

なお、審査会条例第12条第1項に基づき、審査会から、上記回答に係る実施機関の主張書面を審査請求人に送付したところ、審査請求人は受け取りを拒否した。

2 本件処分の妥当性について

本件請求の対象とされた文書の保存期間は、実施機関の主張書面によると1年であるが、山口県公文書取扱規程別表第4「保存期間の基準」に基づき「その他保存期間が永年、10年、5年又は3年に属しない文書」として取り扱ったことには特段、不自然、不合理な点は認められない。

また、保存期間内の文書につき、供覧等の処理状況がわかる文書がないことについて、山口県公文書取扱規程第10条第2項によると、收受した文書を「特に必要があると認められるものについては課長の供覧に供し」、また、同取扱規程第12条第1項によると、電気通信回線を通じて県の使用する電子計算機に送信された電子文書について「特に必要があると認められるものについてはその内容を出力した用紙を課長の供覧に供し」と規定されている。

審査請求人の請求した文書については、実施機関の主張書面によれば、「担当が毅然と対応することを過去に課内で決定した上、対応してきており、個別の文書について、課内で供覧等を行っていない」として実施機関が供覧の必要性がないと判断した結果であり、山口県公文書取扱規程上、收受された文書又は電子文書の処理方法について、不適切な点は認められない。以上から、実施機関が供覧等を行った文書が存在しないとして不開示決定を行ったことは不自然不合理であるとは言えない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

3 その他

審査請求人は、種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年10月6日	実施機関から諮問を受けた
令和6年7月19日	事案の審議を行った。
令和6年10月29日	事案の審議を行った。
令和6年12月25日	事案の審議を行った。
令和7年2月27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年2月27日現在)